

計画年度

令和3年度～令和12年度

茨城県における獣医療を提供する体制の  
整備を図るための計画書

令和4年3月

茨 城 県



## 茨城県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画

### 1 基本方針

本県における獣医療の提供体制の整備については、平成 32 年を目標とした同計画（第 3 次）を公表し、産業動物の診療を行う獣医師の確保や、診療施設の整備等を行ってきたところである。

近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の国内発生や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考え方について再検討を行う契機となっている。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた様々な取組が求められており、これらの取組を支える獣医師に対する国際的・社会的ニーズと果たすべき責任の急速な増大とともに、それを担う獣医師の養成・確保が必要となっている。

さらには、国民生活の質が向上し価値観が多様化する中で、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上から飼育責任の認識が広がり、いわゆるチーム獣医療体制を支える動物看護職が、令和元年 6 月の愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）の制定により、愛玩動物看護師として国家資格化されたところである。

このような獣医療に対する様々な期待に応えるとともに、今後の本県における畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生、食品の安全性の向上に寄与していくため、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 11 条に基づき、「茨城県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を定める。

### 2 本計画策定に当たっての留意事項

#### (1) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までとする。

#### (2) 地域区分

畜産の立地条件、交通事情、行政区域を考慮して、獣医療を提供する体制を一体的に整備するために、県北地域、県央地域、鹿行地域、県南地域、県西地域の 5 地域に区分する。

#### (3) 他の計画との整合性

計画策定にあたっては、「茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和 3 年 12 月）」や「茨城県飼養衛生管理指導等計画（令和 3 年 4 月）」等を踏まえ、本計画を策定する。

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

### 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

#### (1) 診療施設

産業動物診療については、個人開業施設が地域における獣医療提供の主要な部分を占めている。一方、農業共済組合連合会においては、県下で広域にわたり組織的な診療活動を展開するとともに、診療効率の低い地域においても往診を行うなど、獣医療を提供する体制の維持に重要な役割を担っている。また、県は、4カ所の家畜保健衛生所と畜産センターにおいて産業動物に対する家畜伝染病防疫、各種検査、試験研究等獣医療の提供に資している（表1）。

小動物診療については、個人開業施設（法人を含む）が地域における獣医療提供のほとんどを占めている（表2）。また、その施設数も年々増加しつつある。

表1 産業動物診療施設の開設状況(令和2年12月31日現在)

地域	計	開設主体別内訳				
		県	農業共済組合	農業協同組合	法人その他団体	個人
県北	11	-	-	1	3	7
県央	31	1	2	2	8	18
鹿行	8	1	-	1	2	4
県南	53	2	-	1	21	29
県西	14	1	-	-	2	11
計	117	5	2	5	36	69

表2 小動物診療施設の開設状況(令和2年12月31日現在)

地域	計	開設主体別内訳			
		県	市町村	法人その他団体	個人
県北	21	-	-	10	11
県央	67	1	2	31	33
鹿行	19	-	-	7	12
県南	132	-	-	47	85
県西	41	-	-	22	19
計	280	1	2	117	160

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における施設整備状況は表3、主要な診療機器の整備状況は、表4のとおりである。

表3 産業動物診療施設の整備状況

地域	開設 主体	調査 施設数	整備状況					
			検査室	手術室	解剖室	病性鑑 定施設	診療 車両	遠隔 診療
県北	県	-	-	-	-	-	-	-
	農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-	-
	法人	1	-	-	-	-	1	-
	個人	7	1	2	-	-	7	-
県央	県	1	1	-	1	1	-	-
	農業協同組合	2	1	-	-	-	1	-
	農業共済組合	2	1	-	-	-	2	1
	法人	8	4	1	1	-	3	1
	個人	12	1	2	-	-	11	1
鹿行	県	1	1	-	1	-	-	-
	農業協同組合	1	-	-	-	-	1	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-	-
	法人	1	-	-	-	-	1	-
	個人	4	1	1	-	-	4	-
県南	県	2	2	1	2	-	1	1
	農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-	-
	法人	6	4	1	4	1	4	1
	個人	23	2	1	-	-	18	1
県西	県	1	1	-	1	-	-	-
	農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-	-
	法人	1	-	-	-	-	1	-
	個人	7	4	3	-	-	4	-

表4 産業動物診療機器の整備状況

地域	開設 主体	調査 施設数	整備状況				
			血液 分析	超音波診 断装置	X線装置	顕微鏡	遠心分離
県北	県	-	-	-	-	-	-
	農業協同組合	-	-	-	-	-	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-
	法人	1	-	-	-	-	-
	個人	7	1	1	1	5	4
県央	県	1	1	-	-	1	1
	農業協同組合	2	-	2	-	1	1
	農業共済組合	2	-	2	-	1	1
	法人	8	3	3	2	4	5
	個人	12	1	5	2	5	2
鹿行	県	1	-	-	-	1	1
	農業協同組合	1	-	1	-	1	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-
	法人	1	-	1	-	-	-
	個人	4	1	1	-	-	-
県南	県	2	1	1	-	2	2
	農業協同組合	-	-	-	-	-	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-
	法人	6	5	4	3	6	5
	個人	23	3	12	8	9	7
県西	県	1	-	-	-	1	1
	農業協同組合	-	-	-	-	-	-
	農業共済組合	-	-	-	-	-	-
	法人	1	-	-	-	1	-
	個人	7	1	3	3	5	4

## 2 診療施設の整備に関する目標

産業動物分野においては、家畜の飼養環境の変化に伴う疾病の複雑化、多様化への対応、生産性の向上及び安全な畜産物の生産を確保するため、産業動物診療獣医師の一層の関与が求められている。これらに対応するため、必要な診療施設及び診療機器について、各地域の畜産業の特色に応じて、開設主体ごとに整備を促進するものとする。

### (1) 地域ごとの診療施設整備目標

#### ① 県北地域

肉用牛の繁殖や肥育経営が主体で、繁殖障害や呼吸器病等に対応する上で必要な診療機器を主体に整備を促進する。

#### ② 県央地域

乳用牛の大規模経営が盛んで、繁殖障害、乳房炎、代謝病等の疾病に対応する上で必要な診療機器を主体に整備を促進する。

#### ③ 鹿行地域

養豚経営の大規模化が進み、集団管理衛生技術の提供が今後ますます重要になると考えられ、そのために必要な診療機器の整備あるいは家畜保健衛生所との連携を促進する。

#### ④ 県南地域

乳用牛の経営が盛んであることから、繁殖障害、乳房炎、代謝病等の疾病に対応する上で必要な診療機器を主体に整備を促進する。

また、競走馬の飼養が多く、高度な診療が求められていることから、整備の進んでいる日本中央競馬会の診療施設と周辺の開業獣医師との連携を促進する。

#### ⑤ 県西地域

肉用牛の繁殖、肥育経営が盛んであるため、繁殖障害や呼吸器病等に対応する上で必要な診療機器を主体に整備を促進する。また、養豚が盛んであり、経営の大規模化が進み、集団管理衛生技術の提供が今後より一層重要となるため、これらに必要な診療機器を主体に整備を促進する。

### (2) 開設主体ごとの整備目標

本県における産業動物に対する獣医療の提供は、個人開業獣医師による往診が主体であり、農業関係団体、その他法人についても大部分が往診のみである。したがって、これらの診療施設における診療機器の整備にあたっては、過剰な設備投資にならないよう配慮しつつ、診療の効率化を図るための診療機器を主体に整備を促進する。本計画に基づき、診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定により、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

家畜保健衛生所においては、地域における中核的な検査機関として、複雑化、多様化する疾病に迅速に対処するため必要な検査機器の整備に努める。また、病性鑑定の精度を向上させるために必要な遺伝子診断機器等を整備し、これらの検査機器の効率的利用を推進する。さらに、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の対応を踏まえ、診断機能の強化を推進する。

### (3) 情報通信機器等の整備

診療施設の廃止等に伴い、獣医療の提供が行われない地域が生ずる場合には、近隣の診療施設からの獣医療の提供を促進とともに、情報通信機器等を用いた遠隔地からの診療体制を確保する環境の整備を促進する。なお、情報通信機器等を用いて遠隔地から診療を行うに当たっては、的確な診断に資するよう、産業動物診療獣医師と畜産農家が密に連携して取り組むための環境整備や、県獣医師会と連携し、診療技術向上のための講習会等を開催する。

## 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県では全ての市町村において家畜が飼育されていることから、全ての市町村（表5：32市、10町、2村）を「獣医療を提供する体制の整備が必要な地域」として指定する。

表5 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

地域	市町村名 (市町村数)
県北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町 (6)
県央	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 (9)
鹿行	鹿嶋市、潮来市、行方市、鉾田市、神栖市 (5)
県南	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町、河内町、利根町、美浦村 (14)
県西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町 (10)

### 第3 獣医師の確保に関する目標

#### 1 産業動物診療における獣医師の確保目標

令和12年度における産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、表6のとおりである。産業動物診療獣医師については、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を獣医師1人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数をその確保目標とする。

産業動物診療獣医師の退職・廃業年齢は、75歳と仮定する。また、公務員獣医師の退職年齢を60歳とし、令和4年以降、2年に1歳ずつ引き上げて試算すると、令和12年度までの10年間で産業動物診療獣医師は41人程度、公務員獣医師は27人程度減少することが予想され、その人員確保が重要である。

表6 獣医師の確保目標

地域	令和2年10月現在の獣医師の数(A)	令和12年度における獣医師の確保目標(B)	令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数(C)	令和12年度推定獣医師数(A-C)(D)	令和12年度までに確保すべき獣医師数(B-D)(E)
産業動物獣医師	123	115	41	82	33
県北	8	13	5	3	10
県央	32	27	7	25	2
鹿行	11	9	5	6	3
県南	63	54	16	47	7
県西	9	12	8	1	11
県獣医師	164	164	27	137	27
農林水産部	61	61	12	49	12
保健福祉部	103	103	15	88	15
水戸市獣医師	16	18	0	16	2
保健医療部	16	18	0	16	2

## 2 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保対策

### (1) 新規卒業獣医師の確保

学生に対して農業関係団体等や県機関において、インターンシップや研修、職場体験等を積極的に受け入れ、学生が産業動物の診療及び家畜衛生等の行政の意義や魅力について知る機会を確保する取組を推進する。

さらには、獣医系大学を訪問し、業務内容説明、職員採用案内等を行い、これらの情報を、県、県獣医師会のホームページやSNS、動画等により、広く情報提供を行う。

就業を誘導するため、農林水産省が実施する「獣医師養成確保修学資金給付事業」(以下、修学資金という。)の積極的な活用を促すとともに、獣医系大学における地域枠入試の拡充についても、大学との協議を進める。

### (2) 退職獣医師等の活用

家畜保健衛生所や食肉衛生検査所等の退職者や未就業獣医師の産業動物診療分野への参入を促進するため、県獣医師会と協力し、講習会や研修会を開催することで、これらの獣医師に対し産業動物診療に必要な技術を習得する機会提供を促進するとともに、求人・求職に関する情報の提供を行う。

### (3) その他の確保対策

産業動物の診療技術や集団管理衛生技術等に関する講習会や研修会を開催し、診療技術の向上や管理獣医師の養成を促進することにより、産業動物診療獣医師の確保を進める。

また、近年では、新規卒業獣医師のうち約半数が女性であることや働き方改革への対応が求められていることを踏まえ、過重労働の抑制や、男女ともに産休・育休が取得しやすく、長期にわたり育休等を取得していた獣医師が復職しやすい環境の整備を促進する。また、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進する。

## 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

効率的な診療体制の整備を図るため、関連する機能及び業務の有機的な連携を以下に示した内容で推進する。

### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、農業共済組合連合会や産業動物診療獣医師と連携を深め、家畜伝染病に対するサーベイランス体制の強化、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備を図るとともに、家畜伝染病等に対するサーベイランス体制の強化を促進する。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、迅速な防疫体制を構築するとともに、農林水産部及び保健福祉部の獣医師等から家畜防疫員を確保する。さらに、民間獣医師の中から民間家畜防疫員を予め任命しておき、家畜防疫員の増員を図るとともに、必要に応じて他県からの家畜防疫員の派遣を要請する。

また、関係機関との協力体制の維持・強化を図るため、県、産業動物診療獣医師、市町村及び農業関係団体等を対象に防疫演習を各地域で行う。

### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

家畜保健衛生所等が所有する診療施設や機器のうち、産業動物診療獣医師や農業関係団体等では整備することが困難な施設や機器については、業務に支障のない範囲において利用を促進し、県内の家畜診療の迅速化・的確化を図る。

### 3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能や家畜衛生検査成績及び食肉衛生検査成績が十分に産業動物診療に活用されるよう、産業動物診療施設、農業関係団体、日本中央競馬会、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農研機構動物衛生研究部門等の獣医療関連機関が、相互の情報交換を円滑に行うことによる獣医療情報の提供システムの整備を促進する。

### 4 衛生検査機関との業務の連携

複雑化・多様化する家畜疾病の防除や畜産物の安全性向上、診療及び保健衛生指導の強化を図るため、家畜保健衛生所、民間検査機関等による抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査結果、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査結果等の情報の活用を促進すること等診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携の促進を図る。

### 5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

現在、個人開業の産業動物診療獣医師は高齢化（平均年齢：64才）が進んでおり、今後、新規参入が速やかに行われられない場合、多くの地域で産業動物に対する獣医療の提供

が困難となる。したがって、今後の状況を注視しつつ、獣医師が不足し、十分な獣医療が提供されない地域が生じる場合は、農業共済組合連合会や各地域の産業動物診療獣医師と連携し、家畜保健衛生所による診療業務の補完等により、計画的に産業動物獣医療の提供体制の整備を図る。

さらには、情報通信機器等を用いた遠隔地からの診療体制整備を促進するとともに、必要に応じて、産業動物診療獣医師の誘致や施設・機器整備のため、新たな補助事業等の導入を検討する。

## 6 産学官が連携した研究開発

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る技術の開発・普及、新興・再興感染症の対策、「One Health」の考え方に基づく国際的な取組等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関及び県機関の連携を促進する。

## 7 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の充実

愛玩動物看護師法が適切に運用されるよう、県獣医師会や愛玩動物看護師養成所等が中心となり、いわゆるチーム獣医療の提供体制に関する環境の整備を推進する。また、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助が適切に行われるよう、法令の規定及び必要となる留意点について、県獣医師会と連携し、周知を図る。

# 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

## 1 産業動物診療獣医師分野

新規に参入する産業動物診療獣医師は、実践的な診断技術や臨床現場における基礎的知識を修得するための初期臨床研修への参加を促す。

最新の獣医療技術を用いた獣医療を提供していくため、農業関係団体等の施設を利用した高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的として実施される技術研修、日本獣医師会等が開催する学会等への参加の促進を図るとともに、「獣医療提供体制整備事業」により、県獣医師会と連携して研修会を開催する。

一般診療のみならず飼養衛生管理の指導が可能となるよう、集団管理衛生技術、農場経営、農場 HACCP 及び畜産 GAP に関する知識・技術等の修得を図る機会を推進する。

## 2 公務員獣医師分野

家畜衛生、公衆衛生、畜産の振興、食品の安全性の向上、獣医療に関する法令遵守、動物愛護、動物福祉に必要な知識・技術の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加を図る。

国、他県等において開催される講習会、講演会や病性鑑定技術の修得のための研修に

積極的に参加するとともに、伝達講習により職員全体の知識レベルの向上を図る。

### 3 小動物獣医師分野

実践的な診療技術、小動物飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令、人獣共通感染症、動物福祉等についての講習会の開催情報の提供と積極的な参加を促す。

小動物分野においては、専門分野別の技術の向上が今後ますます重要となることから、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や学会、講習会等への参加の促進を図るとともに、「獣医療提供体制整備事業」により、県獣医師会と連携して研修会を開催する。また、愛玩動物看護師等、チーム獣医療体制を支える職員に対し、診療施設内の研修や団体等が開催する研修会の受講により、技術及び知識の向上を促す。

### 4 生涯研修

日本獣医師会等が実施している研修への積極的な参加を促す。また、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底や、獣医療過誤によるトラブル件数を削減するために、獣医師としての倫理観の高位平準化を促す。

離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修や、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、オンラインによる研修参加の促進を図る。

防疫・衛生管理体制及び家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のために防疫演習を開催し、公務員分野のみならず小動物分野を含む民間の獣医師の参加を促す。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政、動物愛護・福祉行政等、幅広く地域の獣医療の状況を把握するとともに、家畜保健衛生所や保健所、動物指導センター等による監視指導体制の整備や県獣医師会と連携して獣医療に関する相談窓口の整備を図る。また、大規模な自然災害等による被害の発生に備え、飼育動物の健康管理等について、県内外の獣医師の協力体制の整備を促す。

### 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物臨床分野や公務員分野

自衛防疫活動の強化を始めとして、畜産農家に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場 HACCP や畜産 GAP の普及の促進を図る。

## (2) 小動物分野

飼育動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。さらに、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底、獣医師の組織する団体等による獣医療相談窓口の設置、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

## 3 広報活動の充実

県や県獣医師会のホームページ内容の充実等により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割についての県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。また、獣医療を適正に提供するために、夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等に関する広報活動の促進を図る。

## 4 診療施設の整備

本計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。